

(証券コード 3666)

2020年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社テクノスジャパン

代表取締役 吉 岡 隆

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、政府や都道府県知事からは、3密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用を始めとした基本的な感染対策の継続・徹底（外出自粛を含む基本的な感染対策の継続・徹底）が強く要請されております。この事態を受け、当社といたしましても慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、ご来場の場合は、開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきますようお願い申しあげます。

また、当日ご来場いただかなくても、書面により事前に議決権行使していただくことが可能です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたく、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年 6 月25日（木曜日） 午前10時（午前 9 時30分受付開始予定）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目11番 2 号
太陽生命日本橋ビル 26階 Room 2

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第26期（2019年 4 月 1 日から2020年 3 月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2019年 4 月 1 日から2020年 3 月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 7 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第 5 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

~~~~~  
◎当日 ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社webサイト(<https://www.tecnos.co.jp>)に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 1-1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、深刻化する人手不足を背景とした効率化への投資増加や堅調な企業業績が景気の緩やかな回復基調を下支えしたものの、米中貿易摩擦の長期化、中国経済の減退、欧州の政治情勢混乱などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、世界経済は依然として先行き不透明な状況が続いています。

こうした経済環境で当社グループが属する情報サービス産業においては、経済産業省が2018年に発表した『DXレポート ～ITシステム「2025年の崖」克服とDXの本格的な展開～」にもあるように、企業のIT投資は事業存続に必要不可欠であります。

当社グループは、ERP、CRM、およびビッグデータ・IoT・ブロックチェーン等の技術を活用したCBP（独自プラットフォーム）による、企業間取引分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進ビジネスを柱に、グローバルに事業を展開しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、企業の設備投資への冷え込みが予測される懸念がある一方で、DXによる新ビジネスモデル構築に向けたIT投資が加速する可能性もあり、この両面を見据えた的確な経営判断が求められる状況が続くものと考えております。

なお、2019年10月には、特定のプロジェクト案件において期間の延長や体制の増員が必要となったために当初の開発予算を大幅に超過し不採算化したことにより、損失額5億8千4百万円を、第2四半期連結累計期間の売上原価に計上しました。

また、2020年1月には今後の国内および海外におけるCRMビジネス強化のため、株式会社アックの株式を取得（出資比率100%）いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高7,677,818千円（前年同期比10.1%増）、営業利益282,450千円（同63.9%減）、経常利益307,810千円（同63.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益130,389千円（同90.8%減）となりました。

なお、当連結会計年度の利益配当金は1株12円といたします。

### 1-2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は123,564千円で、建物附属設備100,644千円、工具、器

具及び備品19,157千円、ソフトウェア3,762千円等であります。これは主に事業所の拡張に関する設備投資及び要員管理システム導入費用によるものであります。

### 1-3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

### 1-4. 対処すべき課題

当社グループは25周年を節目に「企業・人・データをつなぎ社会の発展に貢献する」をミッションとして定義しました。継続的な成長と事業拡大を進めるにあたって以下の4点が経営課題であると認識しております。

#### (1) デジタルトランスフォーメーション(DX)推進ビジネスへの取り組み強化

当グループでは、注力するDX領域を $DX = ERP \times CRM \times CBP$ と定義し、企業と企業がつながり、新たな価値を協創していくことを目指しております。近年、企業システムにおいて、DXの技術発展と並行する形で改めてERP/CRMの重要性も増しており、最新デジタル技術との組み合わせやより進んだ標準化への取り組みが加速しております。そのような需要の変化に応えるため、当社グループでは、ERPやCRMのビジネスを深耕するとともに、それらシステムと連携して、お客様のDXを支援するビジネスプラットフォーム「Connected Business Platform (以下CBP)」の開発に注力しております。引き続き、お客さまのニーズ、先端技術への投資および実証実験等から得られたノウハウを活かし、企業がより簡単/シームレスにつながる社会を目指して、市場の期待に応えることのできるソリューション構築に取り組んでまいります。

#### (2) 新型コロナウイルス感染拡大による世の中の変化への柔軟な対応

新型コロナウイルスによる世界的なパンデミックが発生し、今後の経済の先行きが見通しづらい状況となっております。そのような中で、企業活動においてはグローバル経済の停滞と働き方の変化への対策が急務となっております。また、コロナ禍において、我が国はサプライチェーンの崩壊やデジタルシフトへの遅れなどの問題がクローズアップされ、一層DXの推進を加速させなければならないことが社会課題として浮き彫りになりました。当グループでは、DX推進企業としてグループの技術ノウハウを活用し、顧客、市場、社会へ貢献するとともに、景気低迷の影響リスクを最小限に抑え、新型コロナウイルス対策としてのデジタル需要も取り込みながら、柔軟に対応してまいります。

### (3) グローバルビジネスの拡大

経済のグローバル化が加速する中で、企業のグローバル化とそれを支えるシステムのグローバル化への対応は喫緊の課題となっております。テクノスグループでは、これまで北米市場にビジネス商圈を拡大してまいりました。引き続き、企業のグローバル化に対するシステム支援サービスを拡充してまいります。また、M&Aによりグローバルビジネスを拡大している当グループでは、内部体制、コンプライアンスへの取り組みを徹底し、グループ全体のコーポレート・ガバナンス強化ならびに内部管理体制の強化を図ってまいります。

### (4) 人材の確保と人材価値向上策の推進

当社の属するIT業界におきましてはこれまでより人的リソース不足が大きな課題となっております。当社グループでも優秀なIT人材確保とその育成を重要な課題であると認識しており、特に、プロジェクト運営の軸となるプロジェクトマネージャの育成、成長戦略システムに必要なシステムデザイン力とデータモデリング力を持ち合わせた技術者の育成につきましては中長期での継続課題と認識しております。

このような考え方のもと、当社グループでは人材育成体系の整備、人事評価体系の運営整備及びその他の人事制度・施策の企画を骨格とした人材育成計画を策定し、また日本、北米、インドのグループ拠点間で積極的な人材交流を図っていくことにより、技術力と人間力を兼ね備えた人材育成の一層の強化を行ってまいります。

## 1-5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 第23期<br>(2017年3月期) | 第24期<br>(2018年3月期) | 第25期<br>(2019年3月期) | 第26期<br>(2020年3月期) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高(千円)             | 5,956,209          | 5,423,720          | 6,975,144          | 7,677,818          |
| 経常利益(千円)            | 735,039            | 781,500            | 848,568            | 307,810            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 471,428            | 419,583            | 1,411,537          | 130,389            |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 23.64              | 21.25              | 71.58              | 6.61               |
| 総資産(千円)             | 4,674,154          | 4,189,261          | 7,383,582          | 5,990,391          |
| 純資産(千円)             | 3,718,596          | 3,225,942          | 5,340,948          | 4,369,110          |

## 1-6. 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                  | 資 本 金         | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                   |
|----------------------------------------|---------------|----------|---------------------------|
| 沖縄テクノス株式会社                             | 100,000千円     | 100%     | ソフトウェアの設計・開発              |
| 株式会社アック                                | 10,000千円      | 100%     | ソフトウェアの設計・開発・保守           |
| Tecnos Global Company of America, Inc. | 4,500,000USD  | 100%     | 米国における最新のICT技術動向のリサーチほか   |
| Lirik, Inc.                            | 370,390.97USD | 95%      | 情報システムのコンサルティング・企画・設計・開発等 |
| Lirik Infotech Private Limited         | 500,000INR    | 95%      | 情報システムの設計・開発等             |
| Lirik Software Services Canada LTD     | 3,785.50USD   | 95%      | 情報システムのコンサルティング・企画・設計・開発等 |

(注) 2020年1月10日に株式会社アックの株式を取得したことにより、同社を連結子会社と致しました。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 1-7. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社及び子会社は、主にビジネス系アプリケーションソフト導入のコンサルティング及び情報システムの開発を行っております。

## 1-8. 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

本 社：東京都新宿区西新宿

ソリューションセンター 東日本：東京都新宿区

ソリューションセンター 西日本：大阪府大阪市北区

ソリューションセンター 中部：愛知県名古屋市中区

沖縄テクノス株式会社：沖縄県那覇市

株式会社アック：大阪府大阪市北区

Tecnos Global Company of America, Inc.：米国カリフォルニア州

Lirik, Inc.：米国カリフォルニア州

Lirik Infotech Private Limited：インドハリヤーナ州

Lirik Software Services Canada LTD：カナダブリティッシュコロンビア州

1-9. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比較増減 |
|------|---------|
| 429名 | 76名増加   |

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 前連結会計年度に比べて従業員数が76名増加しております。主な理由は、株式取得により2020年1月10日付で株式会社アックを子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めたことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比較増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 247名 | 14名増加   | 35.4歳 | 8.6年   |

（注） 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であります。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、2020年6月25日開催の第26期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 67,200,000株
- ② 発行済株式の総数 20,400,000株
- ③ 株主数 9,448名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                              | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------|------------|---------|
| 徳平 正憲                                              | 2,568,000株 | 13.02%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                          | 1,207,000株 | 6.12%   |
| 株式会社NS                                             | 912,000株   | 4.62%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                            | 862,800株   | 4.38%   |
| 山口 幸平                                              | 720,000株   | 3.65%   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) | 385,000株   | 1.96%   |
| テクノスジャパン従業員持株会                                     | 363,900株   | 1.85%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）                         | 319,600株   | 1.62%   |
| ビジネスエンジニアリング株式会社                                   | 308,700株   | 1.57%   |
| 千葉 孝紀                                              | 252,000株   | 1.28%   |

（注） 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式680,200株を除く）の総数に対する割合であり、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。



### 3. 会社役員に関する事項

#### 3-1. 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名    | 担 当                           | 重要な兼職の状況                                                                                                                                           |
|-----------|--------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 | 吉岡 隆   |                               | 沖縄テクノス株式会社 取締役                                                                                                                                     |
| 取 締 役     | 山下 誠   | 東日本第二本部、東日本第三本部管掌             | Tecnos Global Company of America, Inc. CEO<br>Lirik, Inc. CEO<br>Lirik Infotech Private Limited CEO<br>Lirik Software Services Canada LTD DIRECTOR |
| 取 締 役     | 小林 希与志 | 管理本部管掌                        | 沖縄テクノス株式会社 取締役<br>株式会社アック 監査役                                                                                                                      |
| 取 締 役     | 石田 実   | 西日本本部、東日本第一本部、セールス・アライアンス本部管掌 | 沖縄テクノス株式会社 代表取締役社長                                                                                                                                 |
| 取 締 役     | 千葉 孝紀  | プロジェクト管理本部管掌、プロジェクト管理本部本部長    |                                                                                                                                                    |
| 取 締 役     | 堀部 保弘  |                               | PCIソリューションズ株式会社 代表取締役社長                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 大嶋 義孝  |                               | コンサルティング大嶋 所長<br>株式会社トーホー 社外取締役                                                                                                                    |
| 取 締 役     | 太田 知子  |                               |                                                                                                                                                    |
| 常 勤 監 査 役 | 窪田 茂   |                               |                                                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 齊藤 英治  |                               |                                                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 毛利 正人  |                               | ベルトラ株式会社 社外監査役                                                                                                                                     |

- （注）1. 2019年6月26日に開催された当社第25期定時株主総会において、大嶋義孝氏及び太田知子氏は取締役  
に選任され、就任いたしました。
2. 取締役松本敏史氏は2019年6月26日退任いたしました。
3. 取締役堀部保弘氏、大嶋義孝氏及び太田知子氏は社外取締役であり、3名とも東京証券取引所に独立  
役員として届け出ております。
4. 監査役齊藤英治氏及び毛利正人氏は社外監査役であります。
5. 監査役齊藤英治氏は三菱商事グループで情報システム部長を長年務められ、情報システムに関する相  
当程度の知見を有しております。また、監査役毛利正人氏は大手監査法人での勤務経験があるとともに、  
会社経営者としての経験も有され豊富な経験と知見を有しております。

### 3-2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### 3-3. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 106,260千円（うち社外取締役 4名 9,900千円）

監査役 3名 14,160千円（うち社外監査役 2名 5,400千円）

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2019年6月26日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでいるためであります。

### 3-4. 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位 | 氏 名   | 兼職先                | 兼職の内容       | 当社との関係 |
|-----|-------|--------------------|-------------|--------|
| 取締役 | 堀部 保弘 | PCIソリューションズ株式会社    | 代表取締役社長     | —      |
| 取締役 | 大嶋 義孝 | コンサルティング大嶋株式会社トーホー | 所長<br>社外取締役 | —      |
| 監査役 | 毛利 正人 | ベルトラ株式会社           | 社外監査役       | —      |

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名   | 活 動 状 況                                                              |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 堀部 保弘 | 当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。             |
| 取締役 | 大嶋 義孝 | 当事業年度に就任して以降開催された取締役会13回中10回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。       |
| 取締役 | 太田 知子 | 当事業年度に就任して以降開催された取締役会13回中10回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。       |
| 監査役 | 齊藤 英治 | 当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 毛利 正人 | 当事業年度に開催された取締役会13回中12回、監査役会13回中13回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。 |

## 4. 会計監査人の状況

### 4-1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 4-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                | 39,000千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 39,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が総合的に検討した結果、以下の理由からその報酬は妥当であると認めました。
- ・当社を継続的に監査しており、監査の品質・効率において満足する成果を上げている。
  - ・前事業年度の実績と当事業年度の計画を比較し、監査内容・監査工数が妥当である。
  - ・報酬単価が前事業年度以前と比較して妥当な水準である。
  - ・内部統制を含む監査報酬額が、他の同規模の上場企業と比べ妥当である。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社である Lirik, Inc.、Lirik Infotech Private Limited、および Lirik Software Services Canada LTDは、デロイトトウシュトーマツ（英国の法令に基づく連合組織体）のメンバーファームによる監査を受けております。

### 4-3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人がその職務を全うしていく上で重大な支障があると判断した場合は、解任又は不再任の議案を株主総会に提出する方針です。

## 5. 会社の体制及び方針

### 5-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項を企業行動規範（グループ共通規程）として当社が定め、周知徹底する。

- ・ 当社及び当社子会社は、内部通報規程（グループ共通規程）に基づく内部通報制度を設け、法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合に直接通報する手段を確保し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
  - ・ 当社は、内部監査部門として、業務執行部門から独立した内部監査室を代表取締役直轄組織として設置し、代表取締役の指示に基づき、定期的に当社各部門及び当社子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証を行うものとする。また、その結果は代表取締役及び監査役に報告され、内部統制システムの継続的な見直しに活用される。
  - ・ 当社及び当社子会社は、当社が設置したリスク・コンプライアンス委員会によって、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- ロ. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社は、取締役会規程、稟議規程等に基づき取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。
  - ・ 当社及び当社子会社の取締役及び監査役は、これらの文書を必要に応じ閲覧できる。
- ハ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社は、リスク管理規程（グループ共通規程）を制定するとともにリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社子会社のリスクを一元的に把握、管理することとし、リスク発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制を構築・強化する。
- ニ. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、毎月1回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議及び決定を行う。
  - ・ 執行役員制度を採用し、取締役会で選任された執行役員は取締役会が決定した基本方針に従って業務を執行する。
- ホ. 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

- ・ 当社は、子会社の営業成績、財務状況及びその他重要な情報について月 1 回開催される当社取締役会で報告することを求める。
  - ② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ・ 当社は、リスク管理規程（グループ共通規程）に基づき当社子会社にリスク管理を実施することを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
    - ・ 当社は、当社子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のリスク管理とその推進にかかわる課題・対応策を審議する。
  - ③ 当社子会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ・ 当社は、当社子会社の独立性を尊重しつつ、毎月 1 回、定例の取締役会を開催させるほか、必要に応じて随時に開催させ、重要事項の審議及び決定をさせる。
  - ④ 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合するための体制
    - ・ 当社は、当社子会社にその役員及び使用人が、企業行動規範（グループ共通規程）に基づく業務遂行及び個人として遵守すべき行動を実行し、社会から信頼される企業となる体制を構築させる。
    - ・ 当社は、当社子会社に、その役員及び使用人等の組織的又は個人的な法令違反行為、不正行為（以下「不正行為等」という）に関する相談又は通報のためのホットラインの運用を義務付け、不正行為等の早期発見と是正を図る体制を構築させる。
    - ・ 当社の監査役及び内部監査部門は、当社子会社の業務の適正性について調査する。
- へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、監査役と取締役が協議の上、使用人を置く。当該使用人は他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 補助使用人の職務については取締役からの独立性を確保し、人事考課、異動等については監査役の同意を得た上で決定する。
- チ. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

リ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況について報告を求めることができ、当社子会社に対しては定期的に報告を求めることができる。
- ・ 当社グループの取締役、使用人及び当社子会社の監査役は、内部通報制度を利用し監査役へ報告することができ、監査役は必要に応じて当社グループの取締役、使用人及び当社子会社の監査役に対し報告を求めることができる。

ヌ．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社は、報告を行った通報者に対し、内部通報規程(グループ共通規程)に基づき当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底する。

ル．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役及びその他の取締役との間で適宜に意見交換会を実施する。
- ・ 監査役は、内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換をするなど常に連携を図る。
- ・ 監査役及び内部監査部門は、会計監査人と意見交換の場を持ち相互の連携を図る。

ヲ．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の前払又は償還の手続その他の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ワ．財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

#### カ．反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とする。
- ・ 企業行動規範に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知するとともに、反社会的勢力の対応部署を定め、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備する。

#### 5-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

##### ① 内部統制システム全般

当社及び当社子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めています。

##### ② リスク・コンプライアンス管理体制

当社は、当社及び当社子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行うとともに内部通報規程により相談・通報体制を設けることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

また、当社各部署及び当社子会社から報告されたリスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努め、当該リスクについては適正に管理、対応しております。

##### ③ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。

#### 5-3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対し会社の業績に応じた適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図ることが重要であると考えております。この方針に従い、剰余金の配当等は財務健全性の維持に努め、連結業績や市場環境、配当性向等を総合的に勘案し決定しております。

---

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
|------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>         |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>3,806,111</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>1,243,385</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,136,901        | 買 掛 金                    | 416,302          |
| 売 掛 金                  | 1,391,196        | 1年内返済予定の長期借入金            | 27,396           |
| 有 価 証 券                | 100,698          | 未 払 金                    | 86,967           |
| 仕 掛 品                  | 26,420           | 未 払 費 用                  | 95,568           |
| 前 払 費 用                | 73,958           | 未 払 法 人 税 等              | 89,048           |
| そ の 他                  | 77,061           | 未 払 消 費 税 等              | 230,177          |
| 貸 倒 引 当 金              | △126             | 品 質 保 証 引 当 金            | 21,009           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,184,280</b> | 受 注 損 失 引 当 金            | 5,636            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>166,250</b>   | 賞 与 引 当 金                | 125,515          |
| 建 物 附 属 設 備            | 209,825          | 役 員 賞 与 引 当 金            | 8,885            |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △69,557          | そ の 他                    | 136,876          |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 85,346           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>377,895</b>   |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △61,796          | 長 期 借 入 金                | 43,193           |
| 建 設 仮 勘 定              | 2,431            | 繰 延 税 金 負 債              | 239,140          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>519,677</b>   | 資 産 除 去 債 務              | 76,274           |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 12,040           | そ の 他                    | 19,287           |
| の れ ん                  | 262,176          | <b>負 債 合 計</b>           | <b>1,621,281</b> |
| 顧 客 関 連 資 産            | 245,424          | <b>(純 資 産 の 部)</b>       |                  |
| そ の 他                  | 36               | <b>株 主 資 本</b>           | <b>3,865,359</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,498,352</b> | 資 本 金                    | 562,520          |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,123,069        | 資 本 剰 余 金                | 206,412          |
| 長 期 前 払 費 用            | 40,492           | 利 益 剰 余 金                | 3,676,265        |
| 繰 延 税 金 資 産            | 15,165           | 自 己 株 式                  | △579,839         |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 218,471          | その他の包括利益累計額              | 483,132          |
| 保 険 積 立 金              | 82,979           | その他有価証券評価差額金             | 492,347          |
| そ の 他                  | 18,173           | 為 替 換 算 調 整 勘 定          | △9,215           |
|                        |                  | 新 株 予 約 権                | 6,946            |
|                        |                  | 非 支 配 株 主 持 分            | 13,672           |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>4,369,110</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>5,990,391</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>5,990,391</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 7,677,818 |
| 売上原価            | 6,081,493 |
| 売上総利益           | 1,596,325 |
| 販売費及び一般管理費      | 1,313,875 |
| 営業利益            | 282,450   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 14        |
| 有価証券利息          | 623       |
| 受取配当金           | 12,620    |
| 助成金収入           | 5,770     |
| その他             | 7,078     |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 746       |
| 経常利益            | 307,810   |
| 特別損失            |           |
| 投資有価証券評価損       | 49,998    |
| 保険解約損           | 358       |
| 税金等調整前当期純利益     | 257,453   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 97,121    |
| 法人税等調整額         | 27,255    |
| 当期純利益           | 133,076   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 2,687     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 130,389   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |           |           |          |             |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 2019 年 4 月 1 日 残 高        | 562,520 | 206,412   | 3,862,077 | △579,839 | 4,051,170   |
| 連結会計年度中の変動額               |         |           |           |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当               |         |           | △315,516  |          | △315,516    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |           | 130,389   |          | 130,389     |
| 連結範囲の変動に伴う剰余金の増減          |         |           | △684      |          | △684        |
| 連結範囲の変動に伴う<br>為替換算調整勘定の増減 |         |           |           |          |             |
| 連結子会社の増加に伴う非支配株主持分の増減     |         |           |           |          |             |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —       | —         | △185,811  | —        | △185,811    |
| 2020 年 3 月 31 日 残 高       | 562,520 | 206,412   | 3,676,265 | △579,839 | 3,865,359   |

|                           | その他の包括利益累計額      |                    |                   | 新 株 予 約 権 | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|------------------|--------------------|-------------------|-----------|---------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |         |           |
| 2019 年 4 月 1 日 残 高        | 1,279,385        | △602               | 1,278,782         | 6,946     | 4,048   | 5,340,948 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |                    |                   |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当               |                  |                    |                   |           |         | △315,516  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |                    |                   |           |         | 130,389   |
| 連結範囲の変動に伴う剰余金の増減          |                  |                    |                   |           |         | △684      |
| 連結範囲の変動に伴う<br>為替換算調整勘定の増減 |                  | 9                  | 9                 |           |         | 9         |
| 連結子会社の増加に伴う非支配株主持分の増減     |                  |                    |                   |           | 7,206   | 7,206     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | △787,037         | △8,622             | △795,659          | —         | 2,417   | △793,241  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △787,037         | △8,612             | △795,650          | —         | 9,624   | △971,837  |
| 2020 年 3 月 31 日 残 高       | 492,347          | △9,215             | 483,132           | 6,946     | 13,672  | 4,369,110 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 6社

(2) 連結子会社の名称 沖縄テクノス株式会社  
株式会社アック  
Tecnos Global Company of America, Inc.  
Lirik, Inc.  
Lirik Infotech Private Limited  
Lirik Software Services Canada LTD

(3) 連結範囲の変更 当連結会計年度より、前連結会計年度まで非連結子会社であったLirik Software Services Canada LTDについて、重要性が増したことに伴い、連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であった株式会社テクノスグローバルカンパニーについては、当社を存続会社とする吸収合併により消滅会社となったことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度において、株式取得により株式会社アックを子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

### 2. 非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

### 3. 持分法適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社

Lirik, Inc.

12月31日

決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、子会社の決算日の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結決算日の差異により生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 2. 会計方針に関する事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～10年

#### (2) 無形固定資産

##### ① 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

②市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（３年）における見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

③のれん

投資効果の及ぶ期間（６～７年）で均等償却を行っております。

④顧客関連資産

効果の及ぶ期間（５～12年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）品質保証引当金

客先納入後の瑕疵担保等の費用の支出に備えるため、実績率に基づき算出した発生見込額を計上しております。また、品質確保に際し、個別に見積可能な費用については発生見込額を見積計上しております。

（３）受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約のうち当連結会計年度において損失が発生すると見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積可能なものについては、翌連結会計年度以降の見積額を計上しております。

（４）役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（５）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

受注製作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約  
進行基準によっております。  
(進捗率の見積りは原価比例法)  
その他の契約  
完成基準によっております。

#### 5. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 3. 追加情報

新型コロナウイルスの感染症の拡大は、一定程度当社の今後の業績に影響を及ぼす可能性があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、予想される当社の業績への影響を加味して将来の損益及び課税所得等を見積り、繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損会計の適用等を行っております。

なお、当該会計上の見積りは現時点における最善の見積りではあるものの、当該見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響が変化した場合には、損失が発生する可能性があります。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式数 20,400,000株

#### 2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式（株） | 680,200   | —  | —  | 680,200  |

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決 議                | 株式の種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年5月15日<br>取締役会 | 普通株式  | 315,516        | 16              | 2019年3月31日 | 2019年6月12日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                | 株式の種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年5月15日<br>取締役会 | 普通株式  | 236,637        | 12              | 2020年3月31日 | 2020年6月11日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### 4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の 目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,600株

### 5. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、ほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金は、子会社において運転資金の不足に備えるための資金調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で4年後であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク管理

当社グループでは、「与信管理規程」に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

満期保有目的の債券は、「資金運用管理規程」に従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

#### ② 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループの各社で、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額(千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|-----------------------|--------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金            | 2,136,901          | 2,136,901 | —      |
| (2) 売掛金               | 1,391,196          | 1,391,196 | —      |
| (3) 有価証券              | 100,698            | 99,813    | △885   |
| (4) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 1,105,640          | 1,105,640 | —      |
| (5) 敷金及び保証金           | 218,471            | 219,116   | 644    |
| 資産 計                  | 4,952,907          | 4,952,667 | △240   |
| (1) 買掛金               | 416,302            | 416,302   | —      |
| (2) 未払金               | 86,967             | 86,967    | —      |
| (3) 未払法人税等            | 89,048             | 89,048    | —      |
| (4) 未払消費税等            | 230,177            | 230,177   | —      |
| (5) 長期借入金(※1)         | 70,589             | 70,094    | △494   |
| 負債 計                  | 893,084            | 892,590   | △494   |

(※1)長期借入金には1年以内返済予定の金額を含んでおります。



(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

合理的に見積もった返還期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものの時価については元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式

17,429千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4) 投資有価証券」には含めておりません。

**6. 1株当たり情報に関する注記**

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 220円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円61銭   |

**7. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 8. その他の注記

### 1. 企業結合等関係

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

#### (1) 取引の概要

##### ① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社テクノスグローバルカンパニー

事業の内容 情報処理に関するソフトウェア・Webサイトの開発・  
製造・販売及び保守に関する業務 他

##### ② 企業結合日

2019年10月1日

##### ③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社テクノスグローバルカンパニーを消滅会社とする吸収合併

##### ④ 結合後企業の名称

株式会社テクノスジャパン

##### ⑤ その他取引の概要に関する事項

株式会社テクノスグローバルカンパニーはグループの海外におけるソリューションビジネスの推進、管理を目的として設立いたしましたが、当社グループ体制の見直しを図り、経営効率を高め事業体制をより一層強化していくため、当社を存続会社として、株式会社テクノスグローバルカンパニーを吸収合併することといたしました。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

なお、当該吸収合併は、連結計算書類上、内部取引として相殺消去されるため、損益に与える影響はありません。

## 取得による企業結合

当社は、2019年12月18日開催の取締役会において、株式会社アックの発行済全株式を取得する旨の株式譲渡契約を締結することについて決議し、2019年12月23日付で株式譲渡契約を締結し、2020年1月10日付で全株式を取得いたしました。株式会社アックは、2020年1月10日付で連結子会社になっております。

### (1) 企業結合の概要

#### ① 被取得企業の名称及びその事業の内容並びに株式取得の相手先の名称

|          |                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 被取得企業の名称 | 株式会社アック                                                                     |
| 事業の内容    | コンピュータソフトウェアの設計、開発、保守（Salesforceを軸としたクラウドソリューションの提供、ERPを利用した基幹業務システムの開発・導入） |

株式取得の主な相手先の名称 小野 哲朗、塚崎 久文、奥出 聡

#### ② 企業結合を行った主な理由

当社グループは「企業・人・データをつなぎ社会の発展に貢献する」をミッションとして、ERP・CRM関連のシステムインテグレーションビジネスとデジタルトランスフォーメーション推進ビジネスを柱に、企業向けのITサービスを提供しております。

株式会社アックは、CRMのグローバルスタンダードである米国セールスフォース・ドットコム社のクラウド関連サービスとERP関連サービスを軸にビジネスを展開しております。

企業におけるビッグデータの活用が重要な経営課題となる中、CRM分野はますます重要な領域となっております。今回の株式取得による株式会社アックの子会社化は、当社グループの日本国内におけるCRM関連ビジネスの強化を目的としております。

CRMの分野では、グローバルのIT市場を牽引している北米でCRM関連ビジネスを展開している Lirik Inc.（米国カリフォルニア州）を2018年6月に買収しました。今回の株式取得はCRM関連ビジネスにおけるIT技術者の育成や営業活動の効率化、サービス提供体制の強化といった面で、日本国内およびグローバルでシナジー効果を創出し、当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。

#### ③ 企業結合日

2020年1月1日（みなし取得日）

2020年1月10日（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により議決権の100%を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2020年1月1日から2020年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |           |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 315,000千円 |
| 取得原価  |    | 315,000千円 |

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデューリジェンス費用等 3,150千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

148,480千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

6年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 240,433千円 |
| 固定資産 | 100,133千円 |
| 資産合計 | 340,567千円 |
| 流動負債 | 97,008千円  |
| 固定負債 | 77,039千円  |
| 負債合計 | 174,048千円 |

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

| 種類     | 金額       | 加重平均償却期間 |
|--------|----------|----------|
| 顧客関連資産 | 77,000千円 | 5年       |
| 合計     | 77,000千円 |          |

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産         | 2,911,279 | 流 動 負 債                 | 946,168   |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,572,612 | 買 掛 金                   | 353,150   |
| 売 掛 金           | 1,105,942 | 未 払 金                   | 55,739    |
| 有 価 証 券         | 100,698   | 未 払 費 用                 | 59,339    |
| 仕 掛 品           | 20,168    | 未 払 法 人 税 等             | 56,800    |
| 前 渡 金           | 50,842    | 未 払 消 費 税 等             | 213,694   |
| 前 払 費 用         | 57,613    | 前 受 金                   | 78,672    |
| そ の 他           | 3,401     | 預 り 金                   | 13,544    |
| 固 定 資 産         | 2,535,605 | 品 質 保 証 引 当 金           | 14,005    |
| 有 形 固 定 資 産     | 148,721   | 受 注 損 失 引 当 金           | 5,636     |
| 建 物 附 属 設 備     | 195,159   | 賞 与 引 当 金               | 91,115    |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △61,604   | そ の 他                   | 4,469     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 67,315    | 固 定 負 債                 | 237,317   |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △52,148   | 繰 延 税 金 負 債             | 170,775   |
| 無 形 固 定 資 産     | 11,482    | 資 産 除 去 債 務             | 66,542    |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 11,445    | 負 債 合 計                 | 1,183,486 |
| そ の 他           | 36        | (純 資 産 の 部)             |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,375,401 | 株 主 資 本                 | 3,764,104 |
| 投 資 有 価 証 券     | 1,105,640 | 資 本 金                   | 562,520   |
| 関 係 会 社 株 式     | 936,021   | 資 本 剰 余 金               | 216,185   |
| 長 期 前 払 費 用     | 40,175    | 資 本 準 備 金               | 212,520   |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 193,570   | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 3,665     |
| 保 険 積 立 金       | 81,821    | 利 益 剰 余 金               | 3,565,239 |
| そ の 他           | 18,173    | 利 益 準 備 金               | 119,799   |
|                 |           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 3,445,439 |
|                 |           | 別 途 積 立 金               | 700,000   |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 2,745,439 |
|                 |           | 自 己 株 式                 | △579,839  |
|                 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 492,347   |
|                 |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 492,347   |
|                 |           | 新 株 予 約 権               | 6,946     |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 4,263,398 |
| 資 産 合 計         | 5,446,885 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       | 5,446,885 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日

(単位：千円)

| 科 目                   |  |  |  |        | 金 額 |           |
|-----------------------|--|--|--|--------|-----|-----------|
| 売 上 高                 |  |  |  |        |     | 6,397,840 |
| 売 上 原 価               |  |  |  |        |     | 5,296,322 |
| 売 上 総 利 益             |  |  |  |        |     | 1,101,517 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |  |  |  |        |     | 935,362   |
| 営 業 利 益               |  |  |  |        |     | 166,155   |
| 営 業 外 収 益             |  |  |  |        |     |           |
| 受 取 利 息               |  |  |  | 11     |     |           |
| 有 価 証 券 利 息           |  |  |  | 623    |     |           |
| 受 取 配 当 金             |  |  |  | 12,620 |     |           |
| 助 成 金 収 入             |  |  |  | 5,770  |     |           |
| そ の 他                 |  |  |  | 2,723  |     | 21,749    |
| 営 業 外 費 用             |  |  |  |        |     |           |
| 支 払 利 息               |  |  |  | 551    |     | 551       |
| 経 常 利 益               |  |  |  |        |     | 187,353   |
| 特 別 利 益               |  |  |  |        |     |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     |  |  |  | 700    |     | 700       |
| 特 別 損 失               |  |  |  |        |     |           |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損     |  |  |  | 20,704 |     |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     |  |  |  | 49,998 |     |           |
| 保 険 解 約 損             |  |  |  | 358    |     | 71,062    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |  |  |  |        |     | 116,991   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  |  | 41,270 |     |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         |  |  |  | 26,564 |     | 67,834    |
| 当 期 純 利 益             |  |  |  |        |     | 49,156    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

自 2019年4月1日  
至 2020年3月31日

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |         |           |          |           |           |
|-------------------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|----------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          |         | 利 益 剰 余 金 |          |           |           |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |           | 利益剰余金合計   |
|                         |         |           |          |         |           | 別途積立金    | 繰越利益剰余金   |           |
| 2019年4月1日残高             | 562,520 | 212,520   | 3,665    | 216,185 | 119,799   | 700,000  | 3,011,800 | 3,831,599 |
| 事業年度中の変動額               |         |           |          |         |           |          |           |           |
| 剰余金の配当                  |         |           |          |         |           |          | △315,516  | △315,516  |
| 当期純利益                   |         |           |          |         |           |          | 49,156    | 49,156    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |          |         |           |          |           |           |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —        | —       | —         | —        | △266,360  | △266,360  |
| 2020年3月31日残高            | 562,520 | 212,520   | 3,665    | 216,185 | 119,799   | 700,000  | 2,745,439 | 3,565,239 |

|                         | 株 主 資 本  |           | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計      |
|-------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|-------|------------|
|                         | 自 己 株 式  | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |            |
| 2019年4月1日残高             | △579,839 | 4,030,465 | 1,279,385        | 1,279,385      | 6,946 | 5,316,796  |
| 事業年度中の変動額               |          |           |                  |                |       |            |
| 剰余金の配当                  |          | △315,516  |                  |                |       | △315,516   |
| 当期純利益                   |          | 49,156    |                  |                |       | 49,156     |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |          |           | △787,037         | △787,037       | —     | △787,037   |
| 事業年度中の変動額合計             | —        | △266,360  | △787,037         | △787,037       | —     | △1,053,398 |
| 2020年3月31日残高            | △579,839 | 3,764,104 | 492,347          | 492,347        | 6,946 | 4,263,398  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 個別注記表

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～10年

#### (2) 無形固定資産

##### ① 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## ②市場販売目的のソフトウェア

見込有効期間（３年）における見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

## 3. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 品質保証引当金

客先納入後の瑕疵担保等の費用の支出に備えるため、実績率に基づき算出した発生見込額を計上しております。また、品質確保に際し、個別に見積可能な費用については発生見込額を見積計上しております。

### (3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約のうち当事業年度において損失が発生すると見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積可能なものについては、翌事業年度以降の見積額を計上しております。

### (4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (5) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

受注製作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

進行基準によっております。

（進捗率の見積は原価比例法）

その他の契約

完成基準によっております。

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

新型コロナウイルスの感染症の拡大は、一定程度当社の今後の業績に影響を及ぼす可能性があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、予想される当社の業績への影響を加味して将来の損益及び課税所得等を見積り、繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損会計の適用等を行っております。

なお、当該会計上の見積りは現時点における最善の見積りではあるものの、当該見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響が変化した場合には、損失が発生する可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 3,571千円 |
| 短期金銭債務 | 5,418千円 |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引による取引高 |          |
| 売上高        | 3,230千円  |
| 仕入高        | 28,629千円 |
| その他の営業取引高  | 12,924千円 |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 当該事業年度の末日における自己株式数 | 680,200株 |
|--------------------|----------|

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務に対応する除去費用及びその他有価証券評価差額金であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、什器備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

これらのリース取引は、全て事業内容に照らして重要性が乏しく、かつ、リース契約1件当たりの金額が少額であるため、注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称     | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係               | 取引の内容               | 取引金額(千円) | 科目          | 期末残高(千円)       |
|-----|------------|----------------|-------------------------|---------------------|----------|-------------|----------------|
| 子会社 | 沖縄テクノス株式会社 | 所有<br>直接100%   | 役務の受入<br>役務の提供<br>役員の兼任 | コンピュータ・プログラムの外注(注1) | 17,960   | 未収入金<br>未払金 | 458<br>462     |
| 子会社 | 株式会社アック    | 所有<br>直接100%   | 役務の受入<br>役務の提供<br>役員の兼任 | コンピュータ・プログラムの外注(注1) | 10,669   | 売掛金<br>買掛金  | 3,113<br>4,955 |

上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コンピュータ・プログラムの外注については、子会社から提示された価格と他の外注先との取引価格を勘案してその都度交渉の上、決定しております。

(2) 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
- 215円85銭
2. 1株当たり当期純利益
- 2円49銭

## 10. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

### (1) 取引の概要

#### ①結合当事企業の名称及び事業の内容

|           |                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------|
| 結合当事企業の名称 | 株式会社テクノスグローバルカンパニー                                 |
| 事業の内容     | 情報処理に関するソフトウェア・Webサイトの開発・<br>製造・販売及び保守<br>に関する業務 他 |

#### ②企業結合日

2019年10月1日

#### ③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社テクノスグローバルカンパニーを消滅会社とする吸収合併

#### ④結合後企業の名称

株式会社テクノスジャパン

#### ⑤その他取引の概要に関する事項

株式会社テクノスグローバルカンパニーはグループの海外におけるソリューションビジネスの推進、管理を目的として設立いたしました。当社グループ体制の見直しを図り、経営効率を高め事業体制をより一層強化していくため、当社を存続会社として、株式会社テクノスグローバルカンパニーを吸収合併することといたしました。

### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

なお、本吸収合併に伴い、資産合計79,385千円（流動資産79,385千円）及び負債合計90千円（流動負債90千円）並びに純資産79,295千円を承継しております。また、抱合せ株式消滅差損20,704千円を特別損失に計上しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

株式会社テクノスジャパン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 沼 洋 佑 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テクノスジャパンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノスジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

株式会社テクノスジャパン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 沼 洋 佑 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノスジャパンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、監査役会を定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 一 取締役会、経営会議等その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - 三 会計監査人からは事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### 3. 監査役の意見について

監査役の異なる意見はありません。

### 4. 後発事象について

記載すべき後発事象はありません。

2020年6月5日

株式会社テクノスジャパン 監査役会

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 常勤監査役        | 窪田 茂  | ㊞ |
| 監 査 役(社外監査役) | 齊藤 英治 | ㊞ |
| 監 査 役(社外監査役) | 毛利 正人 | ㊞ |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第 1 号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の重要課題と位置づけ、これまで継続的な取り組みを進めてまいりました。今後、取締役会については、監督機能をさらに強化し、業務執行については、取締役会による適切な監督のもと執行の迅速化と効率化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                                                                                                                                                       | 第1章 総 則                |
| (商号)<br>第 1 条 当社は、株式会社テクノスジャパンと称する。<br>英文では、TECNOS JAPAN INCORPORATEDと表示する。                                                                                                                                                   | (商号)<br>第 1 条 <同左>     |
| (目的)<br>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. 情報処理に関するソフトウェアの開発・製造・販売<br>2. 情報処理に関するハードウェア・ソフトウェア導入<br>の為のコンサルティング<br>3. 情報処理に関する機器の製造・販売<br>4. 情報処理サービス業務<br>5. 情報処理に関する要員の教育・訓練業務<br>6. 情報処理に関するソフトウェア技術者の派遣<br>7. 前各号に附帯する一切の業務 | (目的)<br>第 2 条 <同左>     |
| (本店の所在地)<br>第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。                                                                                                                                                                                           | (本店の所在地)<br>第 3 条 <同左> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。<br/>ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、67,200,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</li> </ol> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当会社の株式に関する取扱い、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</li> <li>③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</li> </ol> | <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査等委員会</li> <li>&lt;削除&gt;</li> <li>3. 会計監査人</li> </ol> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 &lt;同左&gt;</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 &lt;同左&gt;</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 &lt;同左&gt;</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 &lt;同左&gt;</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 &lt;同左&gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 &lt;同左&gt;</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 &lt;同左&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                              | 変更案                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 第3章 株主総会                                                                                                                          | 第3章 株主総会                    |
| (基準日)                                                                                                                             | (基準日)                       |
| 第12条 会社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。                                                               | 第12条 <同左>                   |
| (招集)                                                                                                                              | (招集)                        |
| 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。                                                                                  | 第13条 <同左>                   |
| (招集権者及び議長)                                                                                                                        | (招集権者及び議長)                  |
| 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。             | 第14条 <同左>                   |
| (決議の方法)                                                                                                                           | (決議の方法)                     |
| 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。                                                                         | 第15条 <同左>                   |
| ② 会社法第309条2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。                                                     | ② <同左>                      |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)                                                                                                       | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) |
| 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | 第16条 <同左>                   |
| (議決権の代理行使)                                                                                                                        | (議決権の代理行使)                  |
| 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。                                          | 第17条 <同左>                   |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="329 148 580 167">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="178 201 235 220">(員数)</p> <p data-bbox="167 228 560 276">第18条 当社の取締役は<u>8名以内とする。</u><br/>(新設)</p> <p data-bbox="178 337 235 356">(選任)</p> <p data-bbox="167 364 707 462">第19条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="193 495 662 515">② 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p data-bbox="178 548 235 568">(任期)</p> <p data-bbox="167 576 727 674">第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>(新設)</p> <p data-bbox="178 790 435 810">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="167 817 719 837">第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="178 870 276 890">(取締役会)</p> <p data-bbox="167 898 727 1022">第22条 取締役会は、法令に別段に定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p data-bbox="193 1029 737 1105">② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="193 1112 737 1236">③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認事項があったものとみなす。</p> <p data-bbox="193 1244 692 1294">④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> | <p data-bbox="928 148 1179 167">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="783 201 840 220">(員数)</p> <p data-bbox="772 228 1251 303">第18条 当社の取締役は<u>12名以内とする。</u><br/>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="783 337 840 356">(選任)</p> <p data-bbox="772 364 1327 488">第19条 <u>取締役は株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u><br/>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="798 495 1047 515">② &lt;同左&gt;</p> <p data-bbox="783 548 840 568">(任期)</p> <p data-bbox="772 576 1327 644">第20条 取締役（監査等委員を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="798 651 1335 727">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="783 790 1040 810">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="772 817 1047 837">第21条 &lt;同左&gt;</p> <p data-bbox="783 870 881 890">(取締役会)</p> <p data-bbox="772 898 1047 917">第22条 &lt;同左&gt;</p> <p data-bbox="798 1029 1335 1105">② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="798 1112 1335 1211">③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。</p> <p data-bbox="798 1244 1047 1264">④ &lt;同左&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                            | 変更案                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (取締役の責任免除)<br>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  | (取締役の責任免除)<br>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。                  |
| ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> | ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |
| (新設)                                                                                                            | (重要な業務執行の委任)                                                                                                                    |
| 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めにより、 <u>同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>                        | 第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めにより、 <u>同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>                                        |
| 第5章 監査役及び監査役会                                                                                                   | <削除>                                                                                                                            |
| (員数)                                                                                                            | <削除>                                                                                                                            |
| 第24条 当社の監査役は4名以内とする。                                                                                            | <削除>                                                                                                                            |
| (選任)                                                                                                            | <削除>                                                                                                                            |
| 第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                                    | <削除>                                                                                                                            |
| (任期)                                                                                                            | <削除>                                                                                                                            |
| 第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。                                                      | <削除>                                                                                                                            |
| ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。                                                                     | <削除>                                                                                                                            |
| (常勤の監査役)                                                                                                        | <削除>                                                                                                                            |
| 第27条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。                                                                                 | <削除>                                                                                                                            |
| (監査役会の招集通知)                                                                                                     | <削除>                                                                                                                            |
| 第28条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                                           | <削除>                                                                                                                            |
| ② 監査役全員の同意があるときは召集の手続きを経ないで監査役会を招集することができる。                                                                     | <削除>                                                                                                                            |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第29条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(招集)</p> <p>第25条 監査等委員会を招集するには会日の3日前までに各監査等委員に通知を発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第26条 監査等委員会の決議は法令等に別段の定めのある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第27条 監査等委員会は議事録を作成し、出席した監査等委員は署名又は記名押印のうえ10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第28条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか監査等委員会規程による。</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 &lt;同左&gt;</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>(会計監査人の報酬)</p> <p>第32条 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第34条 取締役会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第35条 取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。</p> <p>② 未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息はつけない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>② &lt;同左&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬)</p> <p>第31条 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第32条 &lt;同左&gt;</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第33条 取締役会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第34条 取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 &lt;同左&gt;</p> <p>② &lt;同左&gt;</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の当社取締役8名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役と区別して取締役（監査等委員である者を除く）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって効力を生ずるものいたします。

取締役（監査等委員である者を除く）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | よし おか たかし<br>吉 岡 隆<br>(1976年11月16日) | 1999年4月 当社入社<br>2013年4月 当社東日本ソリューションセンター長 SCMグループ長<br>2014年10月 当社執行役員 東日本ソリューションセンター長<br>2016年4月 当社執行役員 西日本ソリューションセンター長<br>2016年6月 当社執行役員常務<br>2016年11月 当社ソリューションセンター長<br>2017年4月 当社執行役員社長<br>2017年6月 当社代表取締役<br>2019年6月 当社代表取締役社長（現任） | 11,800株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2          | やま した まこと<br>山下 誠<br>(1972年2月10日) | <p>1996年11月 当社入社</p> <p>2011年10月 当社東京ソリューションセンター製造ソリューショングループ長</p> <p>2013年4月 当社執行役員 東京ソリューションセンター副センター長</p> <p>2013年6月 沖縄テクノス株式会社 取締役</p> <p>2013年10月 テクノスデータサイエンス・マーケティング株式会社（現、テクノスデータサイエンス・エンジニアリング株式会社）専務取締役</p> <p>2014年4月 当社執行役員社長 最高執行責任者（ＣＯＯ）</p> <p>2014年6月 当社取締役 執行役員社長</p> <p>2017年2月 株式会社テクノスグローバルカンパニー 代表取締役</p> <p>2017年11月 Tecnos Global Company of America, Inc. ＣＥＯ（現任）</p> <p>2018年6月 当社取締役（現任）<br/>Lirik, Inc. ＣＥＯ（現任）<br/>Lirik Infotech Private Limited ＣＥＯ（現任）</p> <p>2018年7月 Lirik Software Services Canada LTD ＤＩＲＥＣＴＯＲ（現任）</p> <p>2019年4月 当社ソリューションセンター、グローバル推進本部、ＤＸ推進本部管掌</p> <p>2019年10月 当社東日本第二本部、東日本第三本部管掌</p> <p>2020年4月 当社技術部門管掌（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>Tecnos Global Company of America, Inc. ＣＥＯ<br/>Lirik, Inc. ＣＥＯ<br/>Lirik Infotech Private Limited ＣＥＯ<br/>Lirik Software Services Canada LTD ＤＩＲＥＣＴＯＲ</p> | 126,400株    |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3          | こ ばやし きよし<br>小 林 希与志<br>(1964年 8 月11日) | <p>1987年 4 月 ハリマセラミック株式会社（現、黒崎播磨株式会社）入社</p> <p>2001年 4 月 ハリマシステムクリエイイト株式会社（現、株式会社サイプレス・ソリューションズ）転籍</p> <p>2007年11月 神戸テクノス株式会社（現、当社）入社</p> <p>2010年 4 月 当社経営企画室長</p> <p>2012年 6 月 当社執行役員</p> <p>2013年 4 月 当社管理グループ長</p> <p>2014年 6 月 当社取締役（現任）</p> <p>2015年 4 月 当社管理部門管掌</p> <p>2016年 6 月 沖縄テクノス株式会社 取締役（現任）</p> <p>2017年 2 月 株式会社テクノスグローバルカンパニー 取締役</p> <p>2017年 4 月 当社管理統括グループ長</p> <p>2018年10月 当社管理部門管掌</p> <p>2019年 4 月 当社管理本部管掌</p> <p>2020年 1 月 株式会社アック 監査役（現任）</p> <p>2020年 4 月 当社管理部門管掌（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>沖縄テクノス株式会社 取締役</p> <p>株式会社アック 監査役</p> | 24,000株     |
| 4          | いし だ みのる<br>石 田 実<br>(1962年12月28日)     | <p>1985年 4 月 G E 横河メディカルシステムズ株式会社（現、G Eヘルスケア・ジャパン株式会社）入社</p> <p>2003年 4 月 当社入社</p> <p>2009年 4 月 当社第二E R P システム事業部長</p> <p>2010年 6 月 当社執行役員</p> <p>2011年10月 当社東京ソリューションセンター長</p> <p>2013年 4 月 当社執行役員常務</p> <p>2014年10月 当社ソリューション営業統括長</p> <p>2016年 6 月 沖縄テクノス株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2017年 6 月 当社取締役（現任）</p> <p>2018年 4 月 当社ソリューションセンター管掌</p> <p>2019年 4 月 当社ソリューションセンター 東日本本部、西日本本部、セールス・アライアンス本部管掌</p> <p>2019年10月 当社西日本本部、東日本第一本部、セールス・アライアンス本部管掌</p> <p>2020年 4 月 当社営業部門管掌（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>沖縄テクノス株式会社 代表取締役社長</p>                                 | 22,400株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5          | ち ば たか のり<br>千 葉 孝 紀<br>(1967年 9 月21日)  | <p>1990年 4 月 株式会社エスシーシー入社</p> <p>1994年 5 月 当社入社</p> <p>2011年 4 月 当社テクニカルグループ長</p> <p>2013年 4 月 当社執行役員 東京ソリューションセンター副センター長</p> <p>2014年 4 月 当社R＆Dセンター長</p> <p>2015年 4 月 当社執行役員常務</p> <p>当社ソリューション技術統括 兼 ニューテクノロジー推進センター長</p> <p>2015年 6 月 当社取締役（現任）</p> <p>2016年 4 月 当社ソリューション技術統括</p> <p>2016年11月 当社プロジェクト推進センター長</p> <p>2017年 4 月 当社管理統括グループ副グループ長兼プロジェクト管理室長</p> <p>2018年10月 当社プロジェクト管理グループ長</p> <p>2019年 4 月 当社プロジェクト管理本部管掌、プロジェクト管理本部長（現任）</p> | 252,000株    |
| 6          | ほり べ やす ひろ<br>堀 部 保 弘<br>(1956年 7 月18日) | <p>1981年 4 月 株式会社三菱総合研究所 入社</p> <p>2008年12月 同社 執行役員ソリューション事業本部統括室長</p> <p>2011年 1 月 J D A ソフトウェア・ジャパン株式会社 入社</p> <p>2017年 4 月 S A P ジャパン株式会社 入社</p> <p>2018年 6 月 当社取締役（現任）</p> <p>2018年10月 P C I ソリューションズ株式会社 執行役員企画・ソリューション営業統括事業本部長</p> <p>2019年12月 同社 代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>P C I ソリューションズ株式会社 代表取締役社長</p>                                                                                                                       | —           |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 7          | おお た とも こ<br>太 田 知 子<br>(1969年 9 月 7 日) | 1995年 4 月 経済産業省 入省<br>2002年 8 月 米国 プリンストン大学留学<br>2004年 7 月 経済産業省復帰<br>2010年 6 月 外務省へ出向 在ジュネーブ国際機関日本政府<br>代表部 参事官<br>2013年 7 月 経済産業省復帰 貿易経済協力局貿易管理部<br>特殊関税等調査室 室長<br>2017年 8 月 弁理士登録<br>中村合同特許法律事務所入所（現任）<br>2019年 6 月 当社取締役（現任） | —           |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者堀部保弘氏、及び太田知子氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

堀部保弘氏は、株式会社三菱総合研究所の執行役員を務め、業務にも精通しており、当社の社外取締役として経営全般に対し適切な助言を頂いており、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けると判断いたしますので、選任をお願いするものであります。

また、太田知子氏は直接企業経営に携わられた経験はありませんが、経済産業省での豊富な経験と弁理士として高い見識を有しており、経営全般に対し適切な助言や監督を行うなど、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けると判断いたしますので、選任をお願いするものであります。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって堀部保弘氏は2年、太田知子氏は1年となります。

3. 当社は候補者堀部保弘氏及び太田知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

4. 当社定款の規定に基づき、当社は候補者堀部保弘氏及び太田知子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

但し、当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が規定する額といたします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案は監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって効力を生ずるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ※<br>1     | くぼ た しげる<br>窪 田 茂<br>(1955年5月14日) | 1979年4月 日本電子開発株式会社（現、キーウェアソリューションズ株式会社）入社<br>1985年4月 ソフトウェア・コンサルタント株式会社（現、株式会社エスシーシー）へ転籍<br>システムソフトウェアアソシエイツジャパンリミテッド入社<br>1997年4月 アドビシステムズ株式会社入社<br>2000年6月 日本エクセロン株式会社（現、日本プログレス株式会社）入社<br>2001年4月 当社入社<br>2004年7月 当社執行役員<br>2009年6月 当社取締役 営業推進本部長<br>2011年6月 沖縄テクノス株式会社 代表取締役社長<br>2016年6月 当社常勤監査役（現任） | 32,000株     |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の<br>株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| ※<br>2     | もう り ま さ と<br>毛 利 正 人<br>(1956年1月28日)  | 1979年4月 国際電信電話株式会社（現、KDD I 株式会社）<br>入社<br>2000年9月 日本テレコム株式会社（現、ソフトバンク株式<br>会社）入社<br>2006年7月 中央青山監査法人（みずず監査法人に改称）<br>入所<br>2007年6月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トー<br>マツ） 入所<br>2013年10月 クロウホーワス・グローバルリスクコンサルテ<br>ィング株式会社 代表取締役社長<br>2017年4月 東洋大学グローバル・イノベーション学科教授<br>（現任）<br>2018年6月 当社監査役（現任）<br>2019年3月 ベルトラ株式会社 社外監査役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>ベルトラ株式会社 社外監査役 | —                  |
| ※<br>3     | おお しま よし たか<br>大 嶋 義 孝<br>(1952年2月22日) | 1975年4月 川崎重工業株式会社 入社<br>2005年4月 バンドー化学株式会社入社<br>2008年4月 同社執行役員経営情報システム部長<br>2009年4月 同社執行役員財務部長<br>2016年4月 同社顧問<br>2018年8月 コンサルティング大嶋 所長（現任）<br>2019年4月 株式会社トーホー 社外取締役（現任）<br>2019年6月 当社取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>コンサルティング大嶋 所長、株式会社トーホー 社外取締役                                                                                                       | —                  |



(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者毛利正人氏及び大嶋義孝氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

毛利正人氏は、大手監査法人での勤務経験があり、また会社経営者としての経験も有しており、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけると判断いたしますので、選任をお願いするものであります。

また、大嶋義孝氏は、バンドー化学株式会社で執行役員として財務部長を務めるなど、業務にも精通しており、その豊富な経験と高い見識を活かし、公正中立な第三者的立場から客観的に社外取締役としての役割を果たしていただけると判断いたしますので、選任をお願いするものであります。

なお、毛利正人氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年、大嶋義孝氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

3. 当社は候補者毛利正人氏及び大嶋義孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

4. 当社定款の規定に基づき、当社は候補者毛利正人氏及び大嶋義孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、2012年6月22日開催の第18回定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき、また別枠で、2016年6月24日開催の第22期定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額75百万円以内で割り当てることにつきご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることといたしたいと存じます。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とすること、また、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとしての年額75百万円以内で新株予約権を割り当てることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役は2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案のとおり承認可決された場合3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区日本橋二丁目11番2号

太陽陽生命日本橋ビル 26階 Room 2

(26階へは、6階より高層階用のエレベーターでお越しいただけます。)

電話 (03) 6665-0022



[交通のご案内]

- JR「東京駅」八重洲北口より徒歩5分
- 東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」(直結)
- 都営浅草線「日本橋駅」より徒歩4分